

丸森町

空き店舗等活用 ・承継事業補助金

丸森町内にある空き店舗等を活用して
事業を開業しませんか？



商業及び地域コミュニティの活性化を図るため、町内にある空き店舗等を活用して事業を開業しようとする者に対し、予算の範囲内で補助します。

補助金額

最大 **100** 万円
(補助対象経費の3分の1以内)

補助対象経費は、空き店舗等の改装費及び器械設備費とし、1事業50万円以上のものとする

加算金額

町内施工業者利用の場合

最大 **50** 万円
(補助金額の2分の1以内)

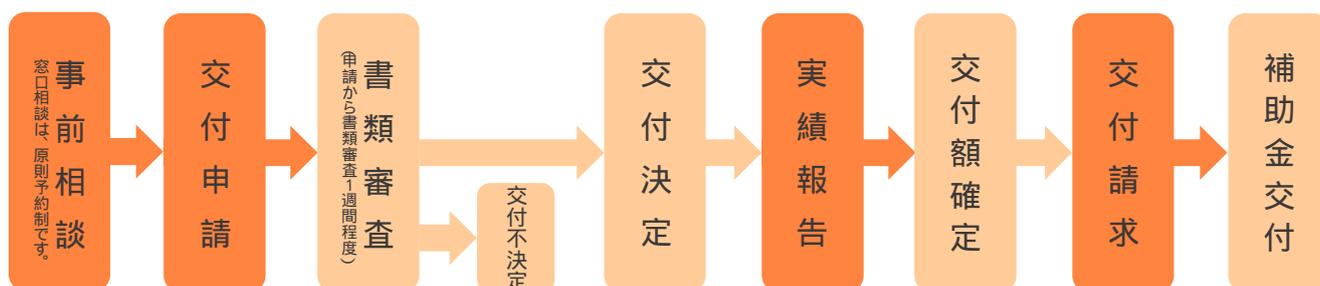
補助対象事業

- 01 町内にある空き店舗等を活用して開業すること。
- 02 開業者が同一の空き店舗等で行う最初の事業であること。
- 03 開業者が町内に住所を有するか、又は町内に住所を有する者を雇用すること。
- 04 開業者が申請日の属する年度の前年度において、納付すべき市町村税の滞納がないこと。
- 05 開業後3年以上継続して営業又は運営する事業であること。
- 06 週4日以上かつ1日につき5時間以上営業又は運営する事業であること。
- 07 開業者が、丸森町商工会の会員に加入しているか、又は会員となる資格を有した段階で速やかに加入する意思を持っていること。



申請から交付までの流れ

■ ...申請者
■ ...丸森町



申請書類

- 丸森町空き店舗等活用・承継事業補助金交付要綱交付申請書 (様式第1号)
- 事業計画書
- 事業実施計画書 (様式第2号)
- 収支予算書 (様式第3号)
- 工事設計図面 (配置図、平面図及び立面図を含むもの)
- 補助対象経費の見積書の写し
- 写真 (施工前の空き店舗等の内外部の現状が分かるもの)
- 空き店舗等の位置図
- 空き店舗等の賃貸借契約書又は売買契約書の写し
- 市町村税の完納証明書
- 営業報告書、財務諸表、確定申告書の写し等事業を実施しようとする者の財務状況を示すもの
- 第2条第3号に定める開業者であることを証明する書類
- 丸森町商工会の会員であること又は会員に加入する意思を持っていることを証する書類
- その他町長が必要と認める書類

申請方法

必ず事前相談をお願いします。

【申請先】

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地 丸森町役場 商工観光課

【お願い】

書類の不足・記入漏れの無いよう提出前に再度ご確認ください。

交付決定前に着工することはできません。



詳細は丸森町ホームページ、交付要綱を確認願います。

丸森町役場 商工観光課 商工班

お問い合わせ

0224-87-7620

(受付時間 平日 8:30 ~ 17:15)

〒981-2192

宮城県伊具郡丸森町字鳥屋120番地

☎: 0224-72-3041

✉: shokou@town.marumori.miyagi.jp

🌐: <http://www.town.marumori.miyagi.jp/>